

特定被災地域内（※）に主たる事務所を有する宅地建物取引業者の皆さまへ  
（宅建業免許の有効期間満了日が令和元年10月10日から令和2年3月31日の方）

令和元年台風19号による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されました。これを受け、令和元年10月18日付け国土交通省告示第720号（以下「国土交通省告示」といいます。）により、被災地域の災害の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業法の施行について、以下の措置（注）が講じられましたので、お知らせします。

（注）千葉県においては、先の台風15号による災害により、県内25市15町1村（※②）に災害救助法が適用されているため、当該市町村に住所を有する方についても、併せて下記取扱いの対象となります。

宅地建物取引業免許の有効期間延長について

特定被災地域内（※）に主たる事務所（令和元年10月10日現在）を有する宅地建物取引業者の方については、下記のとおり有効期間が延長されます。

- ・ 宅地建物取引業免許の有効期間が令和元年10月10日以後に満了する方は、当該有効期間が一律に令和2年3月31日まで延長されます。
- ・ それに伴い、該当する方が免許の更新手続きをした場合は、令和7年3月31日までの宅地建物取引業免許が発行されます。

※ 原則として上記の取り扱いとなりますが、下記1及び2の取り扱いを希望する方は、令和元年11月22日（金）までに、下記記載の「連絡先」までお知らせください。

- 1 免許の更新手続きをされた方で、有効期間の延長を希望する方（審査が終了した方も含む）  
※ 有効期間延長を希望しない方（従来の有効期間のまま更新する方）は連絡不要です。
- 2 これから更新の申請をする方で、有効期間の延長を希望しない方  
※ 従来の有効期間ではなく、令和2年3月31日まで有効期間の延長を希望する方は連絡不要です。

（※）特定被災地域内

- ① 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県のうち災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用区域となった市町村。
- ② 千葉県のうち、千葉市（美浜区除く）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町・栄町、香取郡神崎町・多古町・東庄町、山武郡九十九里町・芝山町・横芝光町、長生郡一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町、夷隅郡大多喜町及び安房郡鋸南町

（※①②とも、最新の適用区域は内閣府HPでご確認ください。）

※ 裏面のQ&Aも御参考ください。

連絡先：千葉県県土整備部建設・不動産業課  
不動産業班  
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1  
TEL：043-223-3238

## <免許の有効期間延長について>

Q 有効期間の延長に伴い、有効期間が延長された宅建業免許の再交付は行われるのですか？

A 原則として、宅建業免許の再交付はいたしません。  
免許に記載されている有効期間について関係者に説明する場合には、国土交通省告示（官報PDF）  
や本用紙を提示してご説明ください。

Q 有効期間の延長を希望しないことはできますか？

A 令和元年10月10日以後に有効期間が満了するものは、有効期間の満了日が一律に令和2年3月31日に延長  
されます。ただし業者さんが延長を希望しない場合、個別の申し出があれば従前の期限とすることはできます。

Q 既に更新申請をしていますが、有効期間の取扱いはどうなるのですか？

A 既に更新申請がなされている場合、原則として有効期間は延長せず、従前の有効期間のままとします。  
なお、申し出により有効期間の延長を行うことは可能です。

Q 有効期間の延長に伴い、免許更新の申請期間も延長するのですか？

A 有効期間の満了日が延長されたことに伴い、申請期間もそれに合わせて延長されます。